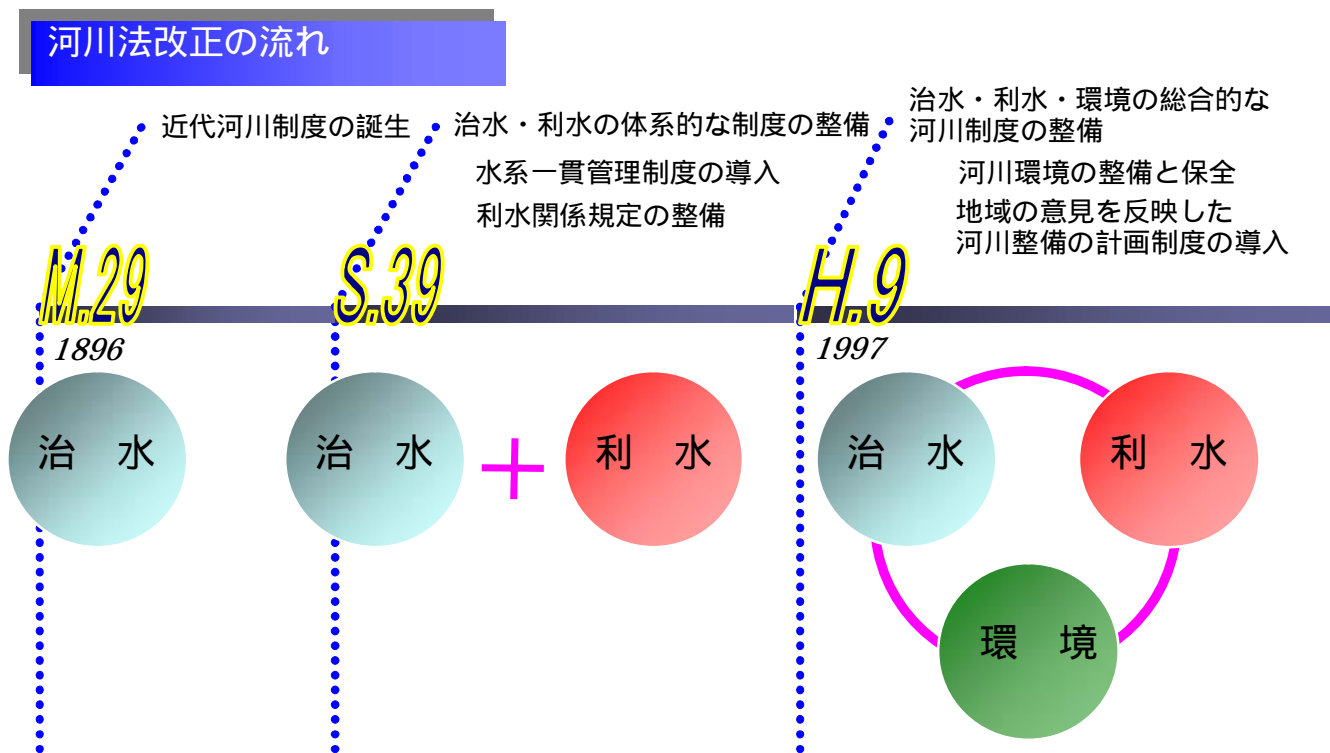
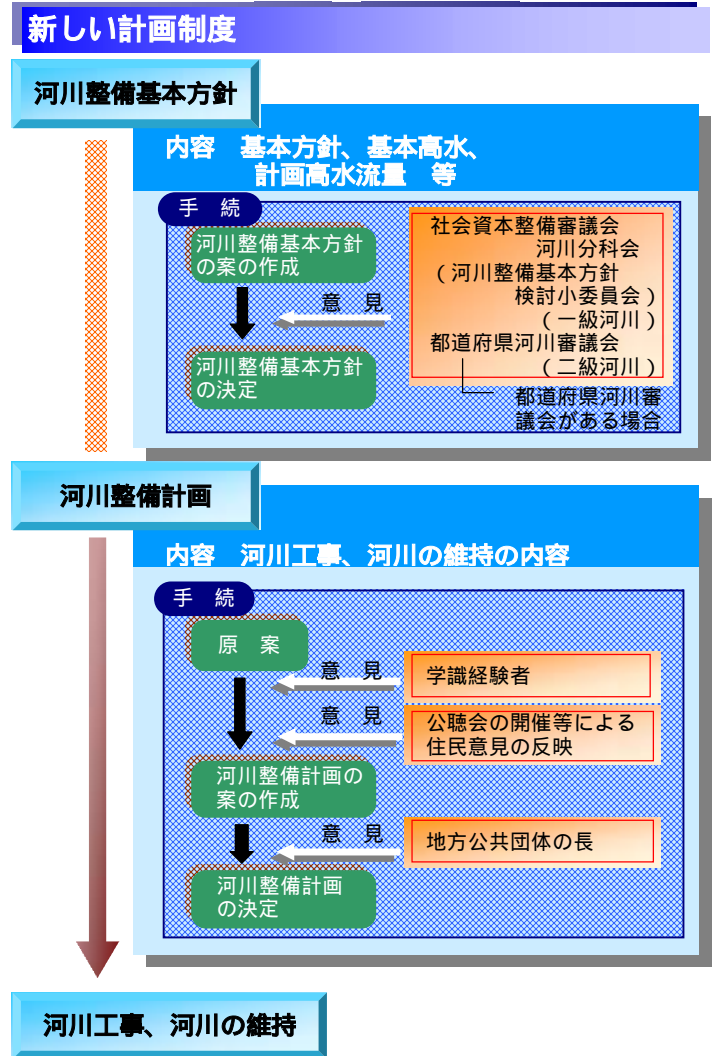
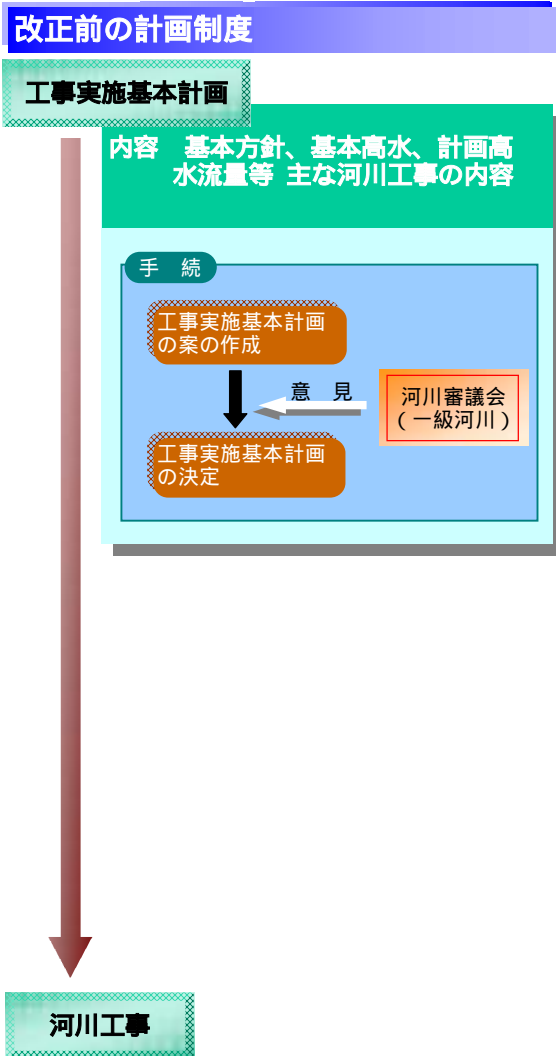


# 新しい河川整備の計画制度について

# 1. 河川法改正の流れ



## 2. 河川整備の計画制度



### 3. 河川法及び河川施行令の抜粋

#### 河川法及び河川法施行令の抜粋

##### (河川整備基本方針)

法律

**第十六条** 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

##### (河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)

政令

**第十条** 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

一 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。

二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。

三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。

##### (河川整備基本方針に定める事項)

###### 第十条の二

河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

二 河川の整備の基本となるべき事項

イ 基本高水(洪水防衛に関する計画の基本となる洪水をいう。)並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項

ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川に関する事項

ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

##### (河川整備計画)

法律

**第十六条の二** 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に在する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講じるように特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

##### (河川整備計画に定める事項)

政令

**第十条の三** 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 河川整備計画の目標に関する事項

二 河川整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

##### (関係都道府県知事等の意見の聴取等)

**第十条の四** 河川管理者は、河川整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣である場合にあっては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事である場合にあっては関係市町村長の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画に高規格堤防の設置に係る河川工事の施工の場所を定めたときは、速やかに、その場所を関係都道府県知事に通知するものとする。

# 天塩川かわづくりの提言

## 天塩川かわづくりの提言

平成 14 年 3 月 6 日

天塩川流域懇談会

座長 清水康行

天塩川の河川整備計画（原案）を作成するにあたり、学識経験者、市町村の代表者及び天塩川に関わりのある各種団体の代表者から成る「天塩川流域懇談会」を組織し、天塩川の現状と将来のあるべき姿等について自由闊達な議論を行いました。

悠々たる原始の天塩川が流れ、アイヌの人々が生活していた天塩川流域に、本格的な入植が始まったのは明治 30 年代に入ってからのことですが、その開拓の歴史はまさに洪水との闘いの歴史でもありました。現在では、先人の労苦が実り天塩川流域は田畑が広がる豊かな農業地帯となっていますが、依然として洪水の危険性は無くなっておらず、これを軽減していく努力は必要と考えます。

一方、天塩川が育んできた多様な生態系や優れた景観は、流域の人々のかけがえのない財産となっており、これはより良好なものとして後世へ継承していかなければなりません。

懇談会での 9 回にわたる議論を踏まえて、今後の整備のあり方についての意見を治水、利水、環境、利用、連携、維持管理の 6 項目の提言としてまとめました。

これら各項目については、ややもすれば対立する関係となることもありますが、より良き調和を図ることによって、この提言が天塩川らしい魅力あふれる川づくりを行うために役立てられることを期待します。

## 提 言

### 1. 流域の暮らしを守るための治水について

- 流域の人々が安心して生活ができるように、流域の特性を考慮した治水対策が必要である。
- 計画を上回る洪水や、予期せぬ濁水等の発生においても、その被害を最小とするような対策が必要である。
- 流下能力確保のための河畔林管理については、樹木の成長や樹種、鳥や魚等の生息環境を考慮して検討すべきである。
- 旧川や水田等、流域の様々な遊水機能を生かした総合的な治水対策が必要である。
- 過去に幾度となく被害を受けている地域に対しては、早急な治水対策が必要である。
- サロベツ川においては、地域の土地利用や湿原環境の保全、水産資源等に配慮した治水対策を検討すべきである。
- 流域の本川と支川の間係を考慮した治水整備が必要である。

## 2. 地域社会と河川環境に配慮した水利用について

- 生活用水、農業用水、河川環境保全等に必要な流量を安定して供給出来るように水資源の確保を図る必要がある。
- 流域管理の視点から、利水施設間の情報伝達ネットワークの形成や弾力的運用等、合理的な水利用を推進する必要がある。

## 3. 河川環境の保全と整備について

- サクラマス、サケ、ヤマトシジミ等の生息・生育環境の保全を図る他、チョウザメが生息できる河川環境を再生する必要がある。
- 天塩川の河川環境を保全・再生するための目標設定と実施、評価、フィードバックのシステムをつくるべきである。
- 天塩川の特徴である蛇行、旧川の機能を活かした良好な河川環境の保全・再生を図るべきである。
- テッシの保全とテッシ周辺部の多様な生態系に配慮した川づくりを考える必要がある。
- サロベツ湿原の乾燥化や、ペンケ・パンケ沼等の水環境保全については、関係者が連携し、迅速な対応が必要である。
- 天塩川や旧川の水質を保全あるいは改善するためには、流域の人々や関係機関が連携してその対策を考える必要がある。
- 天塩川の100年後、200年後を見据えて、多様性のある河畔林の再生を図るとともに、生態系の連続性についても考慮する必要がある。

## 4. 誰もが憩い、遊び、学べる天塩川の利用について

- 天塩川を流域住民の憩いの場、自然学習の場、あるいは水辺に親しめる空間として整備する必要がある。
- 子供たちが川で遊び、川から学ぶことのできるような環境をつくる必要がある。
- 旧川を利用する場合には、旧川の持つ貯留効果や水質改善等様々な機能について考慮する必要がある。
- 天塩川を軸にしたカヌー、ラフティング等の水面利用の促進を図るとともに、流域及び地域住民の交流拠点となる「川の駅」などの構想を検討すべきである。

## 5.流域の自治体、住民団体などと連携した天塩川づくりについて

- 関係機関が連携し、情報交換を行いながら、天塩川の治水、利水、環境に関わる流域総合整備を推進する必要がある。
- 流域住民の意見等は、様々な機会をとらえて聞くとともに、計画に反映させるよう努める必要がある。
- 流域の自治体、住民団体等と連携し、市町村の特徴、特色を生かした川づくりを推進する必要がある。

## 6.天塩川の維持管理について

- 河道内樹木の維持管理については、治水や環境上の機能や影響を考慮し、適正に管理する必要がある。
- 天塩川に係る河川情報の収集や整備、提供については、地域の協力も得ながら内容の充実を図る必要がある。
- 河川管理施設や許可工作物の適正な操作、管理については、施設間の情報伝達機能の充実を図る必要がある。
- 各自治体においてハザードマップ等防災情報を早急に住民に提供できるよう、整備・支援が必要である。



参考. 天塩川流域懇談会委員名簿について

天塩川流域懇談会委員名簿

区分	氏名	所属
座長	しみず やすゆき 清水 康行	北海道大学大学院工学研究科助教授
委員	いしかわ のぶお 石川 信夫	北方鳥類研究所代表 (財)日本野鳥の会旭川支部長
委員	うめづ かずあき 梅津 和昭	天塩川水系土地改良区連合理事長
委員	おかむら としくに 岡村 俊邦	北海道工業大学工学部教授
委員	くろき みきお 黒木 幹男	北海道大学大学院工学研究科助教授
委員	さこう つとむ 酒向 勤	北海道カナディアンカヌークラブ代表
委員	たかりこ すずむ 田効子 進	士別市長
委員	たちばな はるくに 橘 治國	北海道大学大学院工学研究科助教授
委員	でわ ひろし 出羽 寛	旭川大学経済学部助教授
委員	ながさわ てつあき 長澤 徹明	北海道大学大学院農学研究科教授
委員	ひだ てるみ 肥田 照美	けんぶち絵本の里を創ろう会理事 剣淵町議会総務常任委員会委員
委員	ほんだ よしひこ 本田 善彦	天塩町長
委員	まえかわ こうじ 前川 光司	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授
委員	ますだ まさし 増田 政司	天塩漁業協同組合代表理事組合長
委員	やまくち けんきち 山口 研吉	天塩川を清流にする会会長

(敬称略)

# 天塩川水系河川整備基本方針

# 天塩川水系河川整備基本方針

平成 1 5 年 2 月

国土交通省河川局

# 目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
( 1 ) 流域及び河川の概要	1
( 2 ) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
2 . 河川の整備の基本となるべき事項	7
( 1 ) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に 関する事項	7
( 2 ) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	8
( 3 ) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る 川幅に関する事項	9
( 4 ) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項	10
( 参考図 )	
天塩川水系図	巻末

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域及び河川の概要

天塩川は、その源を北見山地の天塩岳に発し、土別市及び名寄市で剣淵川、名寄川等の支川を合流し、山間の平野を流下して中川町に至り、さらに天塩平野に入って問寒別川等の支川を合わせて天塩町において日本海に注ぐ、幹川流路延長256km、流域面積5,590km<sup>2</sup>の一級河川である。

その流域は、北海道北部にあって南北に細長い羽状形を呈し、流域の土地利用は、山林が約70%、水田や畑地等の農地が約14%、宅地等の市街地が約1%、その他原野等が約15%となっている。またその流域は、上川・留萌・宗谷支庁にまたがる3市10町1村からなり、この地域における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、多様な自然環境を有していることから、本水系の治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。

天塩岳から名寄盆地に至る天塩川上流部は、豊かな森林に恵まれた山間渓谷を経て流域の中心都市である土別市及び名寄市へと流れる急流河川である。山地部では林業が営まれ、名寄盆地を中心とした広大な平地部では稲作、畑作が行われている。また、昭和46年に完成した岩尾内ダムでは、周囲の森林と相まって四季折々の景色の移り変わりを演出している。

水際にはヤナギ類を中心とした河畔林が広がり、河床は砂礫質でヤマベやウグイ類、トミヨ等がみられ、ワンドや水たまりにはエゾサンショウウオが生息している。また、水辺にはオシドリ、マガモ等の水鳥類がみられ、橋梁等にはここを利用して営巣するイワツバメがみられる。支川の名寄川にはサケ、マスが遡上し、自然産卵が行われている。

天塩川の名前の由来ともなり、すぐれた景観を有し、カヌーイストを魅了する露岩地形である「テッシ」(梁のような岩)が多く存在する中流部は、山間の平野といくつもの狭窄部を流れ、昔から交通の難所として知られてきた。我が国の稲作北限地帯に位置し、稲作とあわせて畑作や酪農も営まれており、高水敷は採草放牧地としても利用されている。河川周辺には治水事業として実施した捷水路工事による多くの旧川(三日月湖)が残されており、これを活用した美深町の親水

公園では、昭和の初期まで天塩川に数多く遡上していたチョウザメの増殖研究が行われている。また、河川沿いの温泉、キャンプ施設を結ぶようにカヌーポートが設置され、多くのカヌーイストたちに利用されている。

河岸には、主にヤナギ類、一部ヤチダモ、ハルニレ等が群落を形成しており、連続した河畔林が多様な河川環境を創出している。魚類はウグイ類、良好な水質の河川に棲むハナカジカ等が生息している。また、旧川の智恵文沼<sup>ちえぶん</sup>にはヒブナが生息しており、地元小学生を中心に保護活動が行われている。鳥類では、特にテッシ周辺の静水域にはアオサギ、カワアイサ等の水鳥類が多くみられ、ミクリ等が繁茂する河川沿いの湿地などではオオジシギがみられる。

天塩平野、サロベツ原野など広大な平地を利用した畑作と酪農地帯が広がる下流部は、大きく蛇行しながら緩勾配で流下し、河口付近でサロベツ川を合流している。ここでは、大規模な三日月湖や海跡湖（沼）がみられる。また、沿川に広がる採草放牧地は、雄大な流れと相まって牧歌的な風情を醸し出している。

汽水域である本川下流やサロベツ原野内の沼では、ヤマトシジミ漁が盛んである。

また、利尻<sup>りしり</sup>・礼文<sup>れぶん</sup>・サロベツ国立公園内のサロベツ川一帯は、ミズゴケ類によって形成された高層湿原を含む貴重な泥炭植生を有しており、エゾカンゾウなどが咲き誇る原生花園には多くの観光客が訪れている。一方、近年、水循環系の変化に伴い、ササが侵入してきている。

河口付近には砂州が発達し、ミズナラ群落やハマニンニク等の海浜性の植物がみられ、河岸にはヨシ群落、ヤナギ類が繁茂している。魚類は、ヌマガレイ等の汽水魚のほか、サケ、マス、ワカサギ等の回遊魚が確認され、サロベツ川には日本最大の淡水魚であるイトウが生息している。また、鳥類は河岸の崖地に営巣するショウドウツバメ等のほか、小動物の多数生息するサロベツ原野等が隣接することから、オジロワシ、チュウヒ等の猛禽類がみられる。

天塩川の名前は、アイヌ語の「テッシ・オ・ペツ（梁・多い・川）」からつけられており、岩が梁のような形で横断していたという天塩川独特の地形に由来している。また、天塩川に関する詳細な地理的調査は、江戸時代の幕府の命を受けた松浦武四郎<sup>まつうらたけしろう</sup>が最初で、当時の記録によると、北海道という地名は武四郎が現在の音威子府村<sup>おといねっぶむら</sup>で出会ったアイヌの長老の話が由来となっている。このため、音威子府村では「北海道命名の地」を宣言し、天塩川の川辺に碑を建立している。

天塩川水系の治水事業については、昭和9年に第2期拓殖計画の一環として河口における計画高水流量を $4,174\text{m}^3/\text{s}$ とし、智恵文、名寄付近の屈曲部の切替えに着手したことに始まる。次いで昭和12年から土別、名寄付近の築堤等を実施したが、昭和21年7月及び昭和28年7月洪水により昭和29年に計画を改定し、改修工事を進めてきた。

その後、昭和30年7月洪水にかんがみ、計画を再検討して、昭和38年に計画を改定した。さらに、昭和41年には、一級河川の指定に伴い、それまでの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定した。

その内容は、<sup>ぼんびら</sup>誉平において基本高水のピーク流量を $4,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち岩尾内ダム等により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流量を $3,800\text{m}^3/\text{s}$ とするものであった。この計画に基づき、多目的ダムとして岩尾内ダムの建設、コクネップ捷水路の開削、河道の掘削、浚渫、堤防の新設及び拡築、護岸の設置等を実施してきた。

しかしながら、昭和48年8月、昭和50年8月、昭和56年8月と数度にわたり、計画規模に迫る、あるいはこれを上回る大出水が生じたことや本流域の社会的、経済的発展にかんがみ、昭和62年に誉平基準地点の基本高水のピーク流量を $6,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $700\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行い、計画高水流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とする計画とした。

河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在約29,400haに及ぶ耕地かんがいのため農業用水の供給が行われ、岩尾内発電所をはじめとする3箇所の水力発電所により総最大出力約26,000kWの電力供給が行われている。また、水道用水、工業用水としては土別市、名寄市等に対して供給が行われている。

水質については、基準地点中川（<sup>なかがわ</sup>B類型）でBOD75%値が $0.7\text{mg}/\text{l}$ （平成12年）であるなど、おおむね環境基準値を満たしているが、一部の旧川においては、流入河川等の影響による水質汚濁が見られる。

河川の利用状況については、上流の岩尾内ダム湖では、湖畔でのキャンプや釣

り、湖面を利用したレクリエーションなどに多くの人々が訪れている。また、市街部の高水敷は、公園やグラウンド等としてスポーツ・レクリエーションなどに幅広く利用され、三日月湖を活用した親水公園ではキャンプ場や休養施設などに利用されており、流域内外の人々に安らぎと潤いを提供している。

天塩川は、開拓期には河口から名寄市まで舟運が活発に行われてきた。また現在では、河口から 158kmにわたり堰等の横断工作物が設置されていないことから、天塩川の上流から河口までカヌーで下る「ダウン・ザ・テッシ・オ・ペッ」を始めとする各種のカヌーツーリングが毎年開催され、全国から多数のカヌー愛好者が集いにぎわいを見せている。

## ( 2 ) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

天塩川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ると同時に、農業用水や都市用水等を安定供給し、テッシや豊かな河畔林に代表されるうるおいとやすらぎの水辺を有する自然豊かな環境を保全、継承するため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。

このような考えのもとに、河川整備の現状、砂防、治山事業の実施状況、水害発生の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む。）流域の文化及び河川環境の保全、復元を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう北海道総合開発計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、岩尾内ダム等の洪水調節施設により調節を行うとともに、堤防の新設、拡築及び掘削を行って河積を増大させ、護岸、水制等を施工し、計画規模の洪水の安全な流下を図る。また、サロベツ川においては、地域の土地利用、湿原環境の保全等を考慮した治水対策を実施する。



併せて、必要に応じ内水対策等を実施するとともに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて対策を実施する。

さらに、天塩川は延長が長いことから、背後地の状況を考慮し、重要水防箇所等を重点的かつ円滑に水防が行えるよう関係機関等と連携を図る。また、ハザードマップの作成支援、住民も含めた防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、洪水予報・水防警報の充実、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

また、支川及び本川上流の区間については、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。

河川水の利用に関しては、流域内の各地域における農業用水及び都市用水の新たな需要に対処するため、水資源の開発、広域的かつ合理的な利用を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める。また、渇水の発生時の被害軽減のため、情報提供、情報伝達体制の整備など関係機関や水利使用者等との連携を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、天塩川を特徴づけるテッシの保全、天塩川らしい景観を構成する河畔林の連続性の確保、サケ・マスを始めとする魚類等の生息環境の保全、中下流部に点在する旧川の水質改善に努め、生物・水環境等の定期的な調査により、その実態を的確に把握し、治水面・利水面との調和を図る。

特に、優れた自然環境を有し、地域の重要な観光資源であるサロベツ原野については、動植物の生息生育環境と地下水、河川、湖沼等の水環境の保全を図る。そのため、動植物の生息生育環境と密接な関わりを持つ水循環を調査し、その解明に努める。また、保全にあたっては、地域の産業に配慮しつつ、地域住民、関係機関等と連携を図る。

天塩川が持つ歴史、文化を踏まえ、関係自治体等と調整して、天塩川の良好な河川環境を生かし、人々が川と触れ合い親しむ水辺空間を整備する。また、カヌー等の河川利用による、天塩川を軸とした縦断的な地域連携の支援を図る。

さらに、天塩川流域全体の健全な水循環系の構築や良好な水質の保全等を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組んでいく。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から河川が有する多面的機能を十分に発揮できるように地域住民や関係機関と連携しながら適切に行う。また、河床維持、生物の生息生育環境の観点から、適切な河道管理を行う。天塩川は河川延長が長く、多くの樋門や内水排除施設等の河川管理施設を有することから、常にその機能が発揮できるように巡視、点検、補修を行い、良好な状態に維持するとともに、これらの施設を管理するにあたって操作の確実性を確保しつつ高度化、効率化を図る。河道内の樹木については、その治水及び環境上の機能や影響を考慮したうえで適正に管理する。また、天塩川は地形的に狭窄部を多く抱えており、これらの区間における交通障害発生時にも、迅速な河川情報が収集提供できるよう努める。

さらに、河川に関する情報を流域住民等に幅広く提供、共有することにより、河川愛護意識の醸成、環境教育の支援や川を軸とした地域づくりの活動との連携、支援を推進する。

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

天塩川の基本高水は、昭和48年8月、昭和50年8月、昭和56年8月等の既往洪水について検討した結果、基準地点<sup>なよろおおはし</sup>名寄大橋においてそのピーク流量を3,300m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により500m<sup>3</sup>/sを調節することとして、河道への配分流量を2,800m<sup>3</sup>/sとする。基準地点<sup>なよろ</sup>誉平においてはそのピーク流量を6,400m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により700m<sup>3</sup>/sを調節することとし、河道への配分流量を5,700m<sup>3</sup>/sとする。

名寄川の基本高水は、昭和48年8月、昭和50年8月、昭和56年8月等の既往洪水について検討した結果、基準地点<sup>まくなべつ</sup>真勲別においてそのピーク流量を1,800m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により400m<sup>3</sup>/sを調節することとし、河道への配分流量を1,400m<sup>3</sup>/sとする。

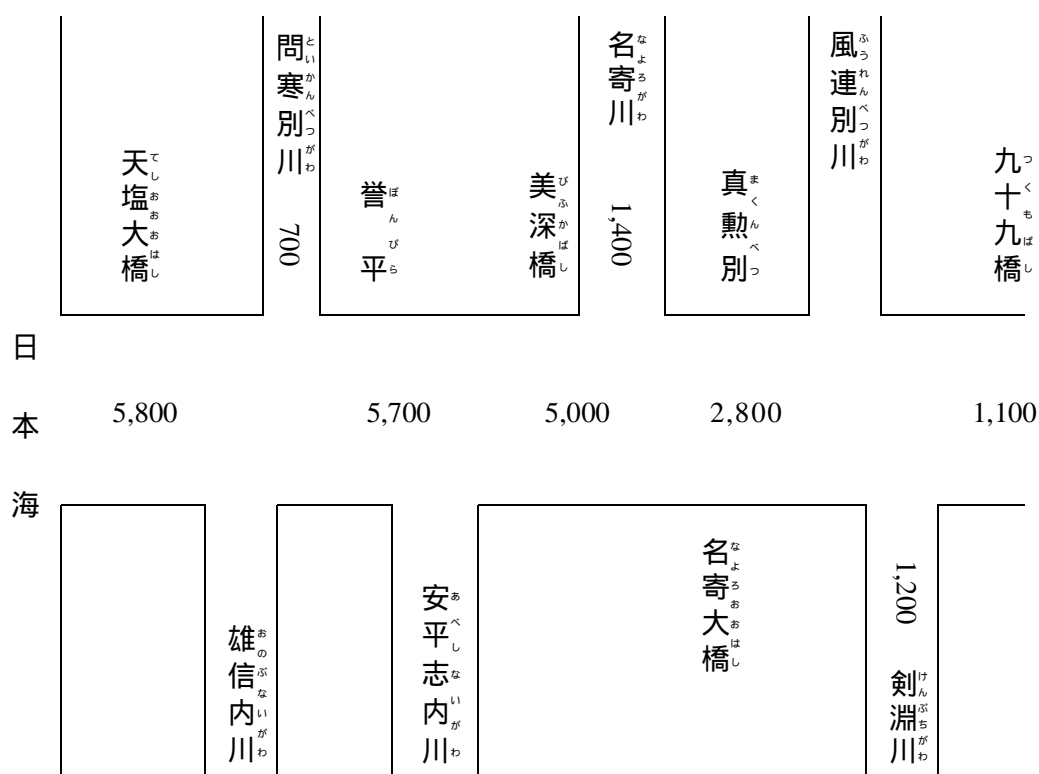
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)
天塩川	名寄大橋	3,300	500	2,800
	誉平	6,400	700	5,700
名寄川	真勲別	1,800	400	1,400

( 2 ) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

天塩川の計画高水流量は、剣淵川の合流前において $1,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、風連別川等からの流入量を合わせ、名寄大橋において $2,800\text{m}^3/\text{s}$ とする。名寄大橋から下流においては、名寄川等からの流入量を合わせ、美深橋において $5,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、安平志内川等からの流入量を合わせ、誉平において $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。さらに、その下流では、問寒別川等からの流入量を合わせ、天塩大橋において $5,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口まで同流量とする。

名寄川の計画高水流量は、真勲別において $1,400\text{m}^3/\text{s}$ とする。



単位： $\text{m}^3/\text{s}$

天塩川計画高水流量図

( 3 ) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの 距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川 幅 ( m )
天塩川	九十九橋	河口から 177.1	135.42	200
	名寄大橋	" 151.2	95.62	320
	美深橋	" 128.1	74.66	350
	誉 平	" 58.9	19.27	350
	天塩大橋	" 18.6	6.93	500
名寄川	真勲別	天塩川合流点から 8.4	106.32	200

注) T.P.:東京湾中等潮位

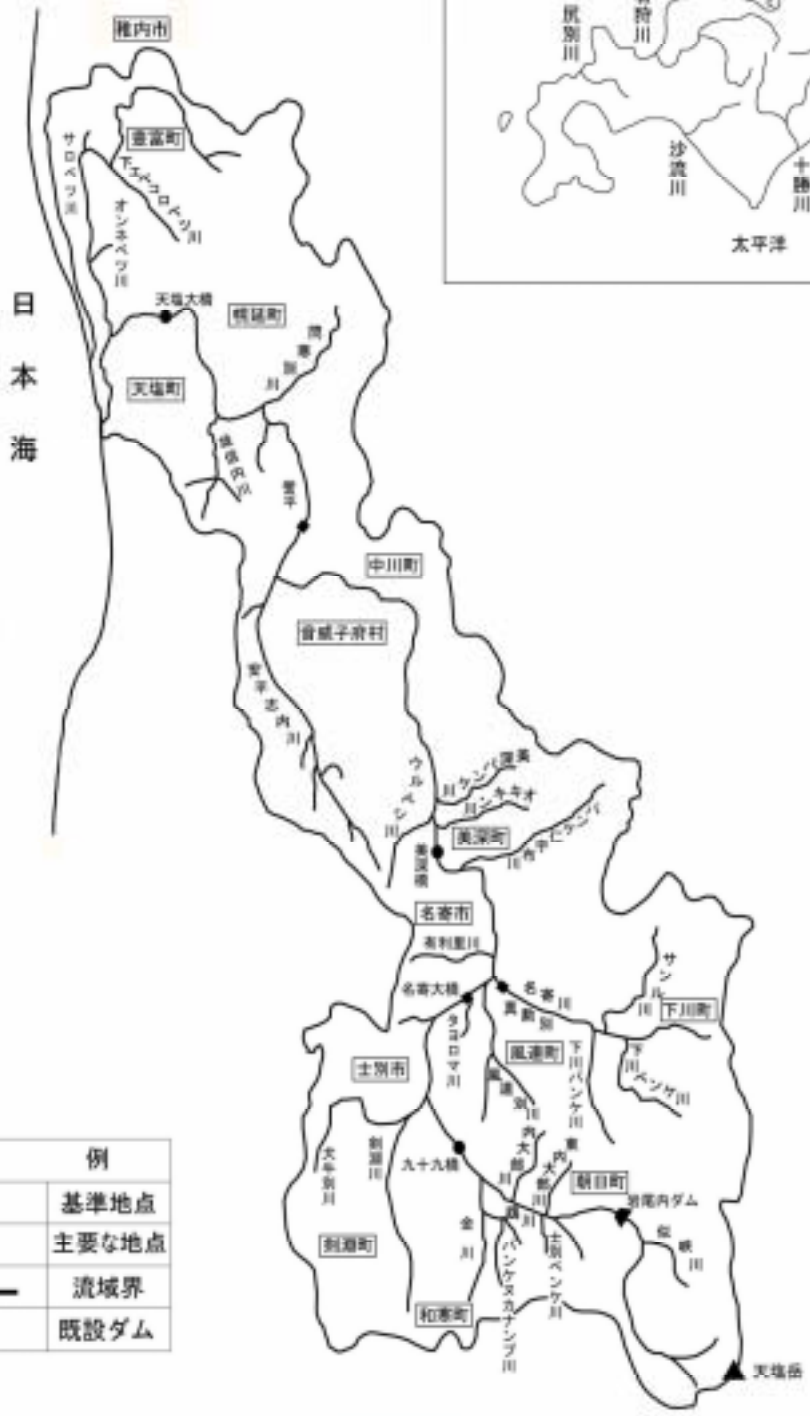
( 4 ) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する  
事項

美深橋地点から下流の既得水利としては、農業用水約 $0.1\text{m}^3/\text{s}$ の許可水利がある。

これに対し、美深橋地点における過去33年間(昭和43～平成12年)の平均湧水流量は $30.7\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量 $52.6\text{m}^3/\text{s}$ である。

美深橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、景観等を考慮し、概ね $20\text{m}^3/\text{s}$ とする。

なお、美深橋地点下流の水利使用の変更に伴い当該流量は増減するものである。



凡 例	
■	基準地点
●	主要な地点
—	流域界
┌	既設ダム

(参考図) 天塩川水系図

# 天塩川流域委員会について



## 1. 「天塩川流域委員会」設立趣旨

豊かで潤いのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大等、河川を取り巻く動向に的確に応えるため、平成9年に河川法が改正され、その目的に、従来の「治水」、「利水」に加えて、新たに「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。

また、この河川法の改正では、河川工事の実施について基本となる事項を定める「工事実施基本計画」に代わって、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」を策定するとともに、その方針に即した具体的な河川整備の内容を「河川整備計画」として策定することが位置づけられました。

さらに、「河川整備計画」を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する方、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

この河川法の手続きに則り、国土交通省では平成15年2月4日に、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「天塩川水系河川整備基本方針」を決定したところです。これを受けて北海道開発局では、先の天塩川流域懇談会からいただいた「天塩川かわづくりの提言」も踏まえ、天塩川での当面の河川整備内容「天塩川水系河川整備計画(直轄管理区間)」の案を作成するために、河川に関し学識経験を有する方や天塩川流域に知見の深い方々の意見を聴取するための「天塩川流域委員会」を設立するものです。

### 3. 天塩川流域委員会運営方針

以下、天塩川流域委員会を「委員会」という。

#### 1. 委員会の公開について

##### (1) 委員会の公開

委員会については、公開で審議する。但し、円滑な審議を行うため、一般傍聴者は委員会中に意見を述べることはできないものとする。

##### (2) 委員会の一般傍聴

委員会は、一般傍聴できるようにする。

###### 1) 一般傍聴の受け入れ

一般傍聴の受け入れは、全ての希望者が傍聴できることを基本とする。

一般傍聴者には委員会資料を配付する。

###### 2) 一般傍聴者の申し込み

一般傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。但し、会場に入りきれない場合は先着順とする。

###### 3) 委員会開催の周知

記者発表やホームページ掲載等により、委員会開催の周知を図る。

##### (3) 委員会の記録

事務局は、委員会の議事内容について、その議事要旨を作成し、委員長及び出席した委員の確認を得なければならない。

##### (4) 委員会資料等の公開

委員会資料及び議事要旨は公開とし、事務局はホームページへの掲載を行うとともに、旭川開発建設部及び留萌開発建設部で閲覧ができるようにする。

#### 2. 関係住民等の意見聴取について

##### (1) 関係住民からの意見聴取

具体的方法等については、委員会において決定するものとする。

##### (2) 一般からの意見聴取

1) 旭川開発建設部及び留萌開発建設部のホームページ上に意見募集の仕組みをつくるものとする。

2) 旭川開発建設部治水課及び留萌開発建設部治水課に意見受付担当窓口を設置し、意見書の提出を受け付ける。

3) 受け付けた意見は、その都度委員会に報告するものとする。

#### 3. 委員会事務局の事務

事務局は、委員長の指示を受けて以下の事務を行う。

##### (1) 委員会資料の作成

##### (2) 議事要旨の作成

##### (3) 公開資料の作成

##### (4) その他

## 2.天塩川流域委員会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、天塩川の整備の現状及び将来の状況を考慮して河川整備計画を作成するため、北海道開発局が天塩川流域委員会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 北海道開発局に、天塩川流域委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 天塩川河川整備計画の案に関する北海道開発局長(以下「局長」という。)への意見
- (2) 天塩川河川整備計画の案に係る住民等からの意見聴取の結果に関する局長への助言

### (組織)

第4条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから局長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の事務を総括する。
- 5 委員長は、あらかじめ委員の中から副委員長を指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職務を代行する。
- 7 委員長は必要に応じ、部会を設置することができる。

### (議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長に要請することができる。

### (事務局)

第6条 事務局は、北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部に置くこととする。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成15年5月30日から施行する。